

優遇措置について

用地取得をご検討の皆様へ

大分流通業務団地内の用地を取得していただいた場合、優遇措置があります！

- ◆対象区域 大分流通業務団地の区画（県有地）
- ◆補助金額 総投資額（用地費含む）×20%
- ◆補助限度額 用地費×40%
- ◆対象経費 用地取得費、建物建設費、設備費など
※消費税相当額は除く
- ◆要件 操業から1年以内の申請
(用地取得から3年以内に建設着工)

(例1) 用地取得費 100,000千円 建設費 200,000千円の場合

総投資額 300,000千円 × 20% = 60,000千円

用地費 100,000千円 × 40% = 40,000千円

※補助限度額が用地費の40%のため補助金額は40,000千円

(例2) 用地取得費 100,000千円 投資額 50,000千円の場合

総投資額 150,000千円 × 20% = 30,000千円

用地費 100,000千円 × 40% = 40,000千円

※補助金額が総投資額の20%のため補助金額は30,000千円

(事業所税) 税制等の優遇措置について

流通業務地区内に設置される貨物卸施設、倉庫、上屋等

※詳細は大分市税制課にお問い合わせください

※この他、設備投資額や新規雇用従業員数に応じて助成制度があります（主体：大分市）。